

小・中学校1年生の保護者の皆様へ

**令和5年度 就学援助費のお知らせ— 新入生用 —**

「就学援助費」は、給食費や学用品費など、お子様の就学に関する費用の一部を支援する制度です。大変お手数ではございますが、**希望の有無にかかわらず、別紙「就学援助費希望調書・受給申請書」に必要事項をご記入のうえ、学校へご提出ください。**

※既に新入学用品費の入学前支給をご申請いただいた方も、今回ご提出が必要となります。なお、今回申請書をご提出いただければ、原則としてご卒業までの間、毎年度の提出は不要となります。

**1. 認定要件**

**世田谷区在住で**、国公立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者の内、次のどちらかに該当する方

- (1) 生活保護を受給している方
- (2) 令和4年1月～12月の世帯全員（16歳以上）の合計所得金額が**支給対象基準額以下**の方

**「支給対象基準額」のめやす（認定区分により異なります）**

上段太字：所得金額 下段（ ）：給与収入

認定区分 \ 世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
全費目認定	約302万円 (約445万円)	約378万円 (約540万円)	約418万円 (約590万円)	約443万円 (約620万円)	約524万円 (約714万円)	約586万円 (約774万円)
給食費のみ認定	約399万円 (約566万円)	約508万円 (約697万円)	約564万円 (約760万円)	約598万円 (約797万円)	約714万円 (約926万円)	約801万円 (約996万円)

全費目認定……給食費の免除に加えて、学用品費や校外授業費等を支給します。

給食費のみ認定……給食費が免除となります。

**※令和5年度は就学援助費の認定に関わらず、世田谷区立学校においては、学校給食費が無償となりますが、令和6年度以降は未定です。無償化が終了した場合は就学援助費が認定となっている方のみ給食費が免除となりますので、漏れなく申請してください。**

○この表は、あくまでもめやすとなります。実際の支給対象基準額は、世帯員の年齢等により異なります。

○審査結果は7月下旬にご自宅へ郵送するとともに、在籍学校へも通知します。なお、**審査結果について事前のお答えはできません。あらかじめご了承ください。**

○世帯人数とは、原則として住民票上の世帯員全員と、住民票上別世帯で生計が同一の方（別世帯の配偶者様等）全員の合計人数です。

**2. 支給額・支給費目**

詳細は認定通知送付の際に同封する「支給予定額表」でご確認ください。

学年	年間支給予定額（給食費を除く）	主な支給費目
小学校1年	16,410円	学用品費、校外授業費、（新入学用品費）※
中学校1年	39,900円	学用品費、校外授業費、移動教室費、（新入学用品費）※

○生活保護を受給中の場合は、保護費で支給されない費目のみの支給となります。

○保護者口座への支給は、7月・10月・12月・3月の各月末頃です。

※入学前に新入学用品費の支給を受けていない場合は、上記金額に上乗せして支給します。

（裏面に続きます）

### 3. 申請書提出手続き

#### (1) 提出書類

「令和5年度 就学援助費希望調書・受給申請書」

※お子様お一人につき、1枚のご提出が必要です。

※オンライン手続きによる申請を希望される方は、希望調書の①に✓のうえ、  
世田谷区ホームページから申請してください。

検索欄  検索 でページ番号「196711」を入力

⇒ 4. 電子申請システムへ

※右の二次元コードからもアクセスが可能です。



※申請には添付書類が必要となる場合があります。詳細は申請書及び記入例をご確認ください。

#### <添付書類が必要となる主なケース>

- ・世帯員の中に、令和5年1月1日時点で世田谷区外に居住していた方がいる場合
- ・世帯員の中に、令和4年1月～12月の間に、海外居住期間のある方がいる場合

#### (2) 提出期限

**令和5年4月28日(金)**

※上記期限後も申請は随時受け付けますが、申請時期により支給金額等が異なる場合があります。

年度途中に転入された方は、お早めにご申請ください。

なお、今年度の最終提出期限は令和6年2月22日(木)です。

#### (3) 提出先

世田谷区立学校の場合は、希望の有無に関わらず、提出用封筒に入れて学校へご提出ください。

※教育委員会へ直接提出される場合は、学校へその旨をお伝えください。

※世田谷区立学校以外の場合は、直接教育委員会へ提出してください。

### 4. 注意事項

#### (1) 所得審査について

・所得額の修正申告等により、認定後に支給対象基準額を超過していたことが判明した場合は認定区分の変更や取り消しを行います（支給済みの就学援助費は返金していただきます）。

・所得が無い(少ない)ため申告が不要となっている方の場合でも、就学援助費を含む一部行政サービスの申請時にはご申告が必要となります。確定申告、住民税申告、勤務先からの給与支払報告等のいずれも完了していない場合は、至急お手続きをお願いいたします。

#### (2) 世帯について

・同居別居の別に関わらず、原則として配偶者様は同一生計の世帯員として審査します。

・世帯の状況について特段のご事情がある場合には、事前に下記問合わせ先へご連絡ください。

### 5. 問合わせ先

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区教育委員会 学務課学事係

電話：03-5432-2686